

「年金ライフプランのすすめ」 令和2年度版 追補

■雇用保険の基本手当の賃金日額等の変更(令和2年8月)

(39 頁) 表 9 が次のように変わりました。

表 9 ●基本手当の給付率 (令和 2 年 8 月～令和 3 年 7 月)

賃金日額	2,574 円以上	5,030 円以上	11,140 円以上(超)	12,390 円超
	5,030 円未満	11,140 円以下	12,390 円以下	
60 歳未満	80%	80～50%		50%
60 歳以上 65 歳未満		80～45%	45%	

賃金日額・基本手当日額には上限があり、賃金日額は 45～59 歳 16,740 円、60～64 歳 15,970 円、基本手当日額は 45～59 歳 8,370 円、60～64 歳 7,186 円です。

■雇用保険の高年齢雇用継続給付における支給限度額の変更(令和2年8月)

(39 頁) **高年齢雇用継続給付 (1) 受けられる条件** の 3～5 行目が次のように変わりました。

…②60 歳時点または基本手当の基礎となった賃金に比べて、75%未満かつ 365,114 円 (令和 2 年 8 月～令和 3 年 7 月) 未満の賃金で就労している人です。

(39 頁) **(2) 給付の内容** の 6～8 行目が次のように変わりました。

…①または②で計算した額と賃金額との合計額が 365,114 円 (令和 2 年 8 月～令和 3 年 7 月) を超えるときは、その超えた分が減額されます。